

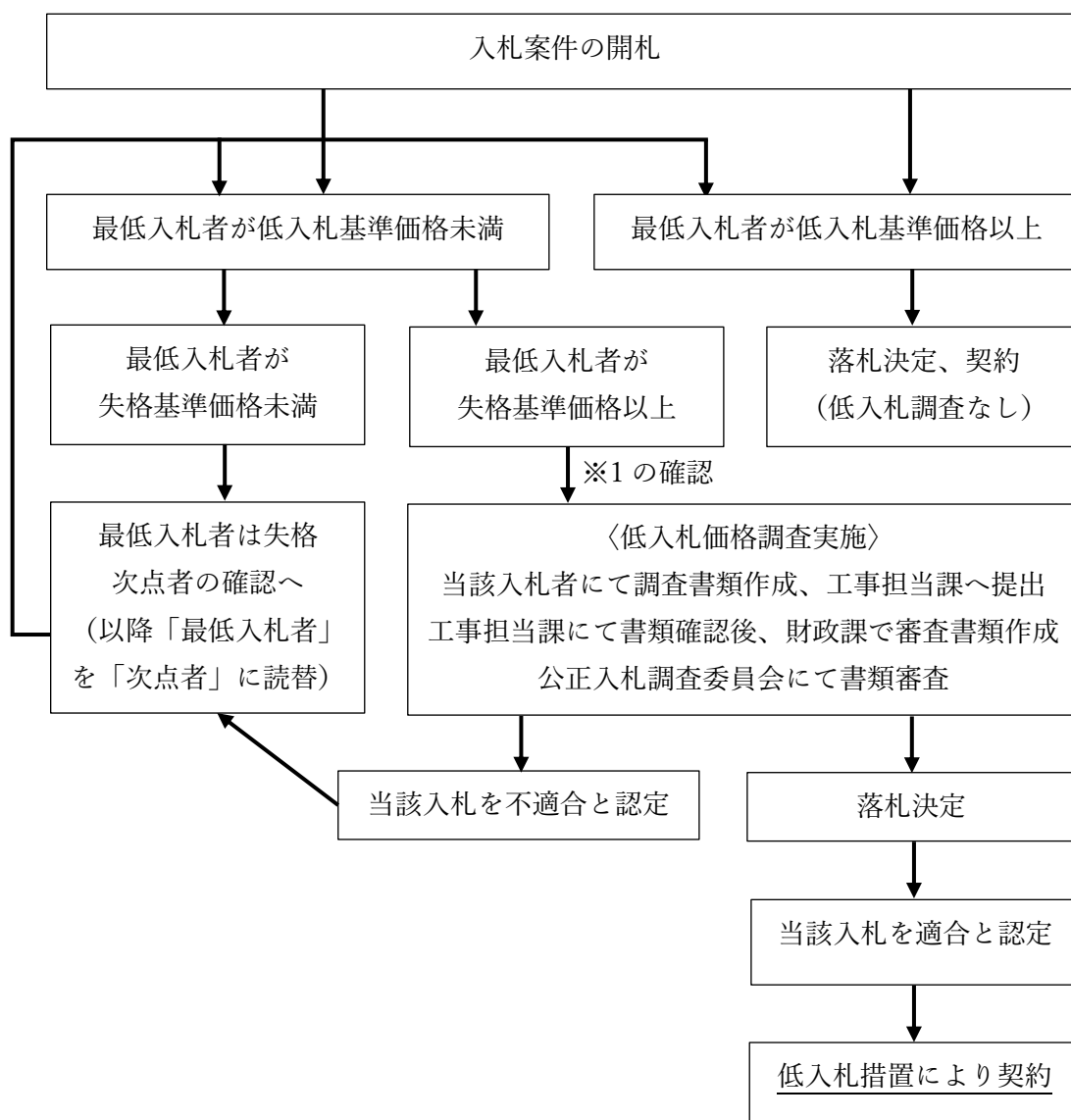
建設工事入札における低入札価格調査制度の手引き（三次市）

令和8年6月30日

1. 低入札価格調査制度を適用する案件

予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が1億円以上の建設工事に適用する。

2. 低入札価格調査制度における入札の流れ



※1 様式第11号「低入札価格調査に係る意向確認書」で調査を受け契約を締結する意向がない入札者の場合は次点者の確認に移る。

3. 低入札調査基準価格の設定

調査基準価格は、次に掲げる額の合計額の1,000円未満の端数を切り上げた額とする。

- (1) 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額から1円未満の端数を切り捨てた額
- (2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額から1円未満の端数を切り捨てた額
- (3) 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額から1円未満の端数を切り捨てた額
- (4) 一般管理費等の額に100分の68を乗じて得た額から1円未満の端数を切り捨てた額

上記各号に掲げる直接工事費の額、共通仮設費の額、現場管理費の額及び一般管理費等の額は、工事の種類ごとに別表第1に基づき定める。なお、算出した額が、予定価格の100分の75を下回る場合は、予定価格に100分の75を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)を調査基準価格とし、100分の90を超える場合は、予定価格に100分の90を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を調査基準価格とする。

4. 失格基準価格の設定

工事費総額失格基準価格は、次に掲げる額の合計額の1,000円未満の端数を切り上げた額とする。

- (1) 直接工事費の額に100分の75を乗じて得た額から1円未満の端数を切り捨てた額
- (2) 共通仮設費の額に100分の70を乗じて得た額から1円未満の端数を切り捨てた額
- (3) 現場管理費の額に100分の70を乗じて得た額から1円未満の端数を切り捨てた額
- (4) 一般管理費等の額に100分の30を乗じて得た額から1円未満の端数を切り捨てた額

上記各号に掲げる直接工事費の額、共通仮設費の額、現場管理費の額及び一般管理費等の額は、工事の種類ごとに別表第1に基づき定める。

5. 低入札価格調査の調査内容

低入札価格調査においては、下記の点について調査し、三次市公正入札調査委員会において審査する。

- (1) 低入札価格調査に際し誠実で協力的であること。
- (2) 当該入札が、適正な見積等に基づく結果であること。
- (3) 数量は、本市設計図書等に計上した設計数量を満足していること。
- (4) 安全性、設計仕様等を満足していること。

- (5) 労務費は全て法定最低賃金を満たしていること。
- (6) 下請、資材等の見積額の計上が適正であること。
- (7) 建設副産物の処理方法等が適正であること。
- (8) 低入札価格調査報告書等に不備がないこと。
- (9) 虚偽記載等がないこと。

6. 低入札価格調査における提出書類

低入札価格調査における提出書類は、提出期限内に次に掲げる書類を提出する。

(1) 提出書類一覧

- ① 低入札価格調査報告書（様式第1号）
- ② 当該価格で入札した理由（様式第2号）
- ③ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（様式第3号）
- ④ 手持ち工事の状況（対象工事関連）（様式第4号）
- ⑤ 契約対象工事箇所と低価格入札者の事務所、倉庫等との関連（様式第5号）
- ⑥ 手持ち資材の状況（様式第6号）
- ⑦ 資材購入先一覧（様式第7号）
- ⑧ 手持ち機械の状況（様式第8号）
- ⑨ 労務者の確保計画（様式第9号）
- ⑩ 建設副産物の搬出地（様式第10号）
- ⑪ 工事費内訳明細書
- ⑫ その他必要と認める書類

7. 低入札価格調査を経て契約締結する際の措置

低入札価格調査を経て契約締結する案件においては、契約内容の履行に際し、より厳格な基準を設け、成果品の品質確保に努めるものとする。

項目		通常契約案件	低入札契約案件
契約保証金		10分の1以上	10分の3以上
違約金		10分の1	10分の3
前払金		10分の4	10分の2
契約不適合責任期間	本体	2年	4年
	設備機器	1年	2年
技術者要件		専任の技術者を1名配置	専任の技術者を2名配置 (その他条件有り) ※1
工事完成後の労務監査		なし	工事完成後2か月以内に実施

※1 技術者要件：監理技術者等とは別に同等程度の技術者を専任で1人現場に配置すること。

：低入札技術者は現場代理人を兼ねることは出来ない。

：入札公告で定める配置予定技術者の要件（経験は除く）と同一とする。

8. 工事完成後調査資料の作成及び提出

低入札により契約締結した工事の受注者は、工事完成後調査資料を作成した上で、社会保険労務士による労務監査を受けるものとする。なお、労務監査に要する費用は、受注者の負担とする。

工事完成後調査の流れや労務監査時に準備する資料等は「低入札価格調査制度に係る工事完成後調査資料及び労務監査について（令和8年6月30日）」を参照すること。

別表第1（第4条関係）

工事の種類		工事費内訳				
		直接工事費	共通仮設費積上分	共通仮設費率分	現場管理費	一般管理費等
土木 工事	土木工事	直接工事費	共通仮設費積上分	共通仮設費率分	現場管理費	一般管理費等
建築 工事	建築（建築機械設備、建築電気設備を含む）	直接工事費× 0.85	共通仮設費積上分	共通仮設費率分	現場管理費＋ 直接工事費× 0.15	一般管理費等
	解体工事	直接工事費× 0.6	共通仮設費積上分	共通仮設費率分	現場管理費＋ 直接工事費× 0.4	一般管理費等
	建築（昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とする工事）	直接工事費× 0.8	共通仮設費積上分	共通仮設費率分	現場管理費＋ 直接工事費× 0.2	一般管理費等
下水道 工事	下水道電気設備、下水道機械設備	直接工事費（機器費含む）	共通仮設費積上分	共通仮設費率分	現場管理費	一般管理費等
水道 工事	土木工事、電気設備工事、機械設備工事	直接工事費（機器費含む）	共通仮設費積上分	共通仮設費率分	現場管理費	一般管理費等

備考) 土木工事に関する用語の定義：広島県土木工事標準積算基準書等による

建築工事に関する用語の定義：公共建築工事積算基準による

下水道工事に関する用語の定義：下水道用設計標準歩掛表による

水道工事に関する用語の定義：国土交通省水道施設整備費に係る歩掛表による

【低入札価格調査の対象となった工事の完成後の流れ】

